

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年9月14日付けで行った法24条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件申請に当たり、請求人の妹から30万円を預かっていたところ、当該30万円は妹の資産であり、請求人らの資産ではないから、本件処分において、請求人らの資産から控除しないで収入認定した上で、請求人らに対する保護を否定した本件処分は違法・不当である。本件処分は、法7条ないし9条の規定並びに日本国憲法11条及び13条に違反している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 2月21日	諮問
平成31年 4月19日	審議（第32回第2部会）
令和元年 5月17日	審議（第33回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると定める。
- (2) 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。と定める。
- (3) 法10条は、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。と定める。
- (4) 法24条は、1項において、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所その他必要な事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないと定め、2項において、1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な資料を添付しなければならないと定める。そして、同条3項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して、書

面をもってこれを通知しなければならないと定め、4項において、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないと定める。

(5)ア 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。ただし、平成30年9月4日付厚生労働省告示第317号による改正前のもの。以下「保護基準」という。）は、法8条1項の規定にいう要保護者の需要について、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分に応じて、個々の要保護世帯に必要な保護の程度を具体的に算出するための定めを置いている。

イ 請求人世帯に対して保護を実施すべきか否かを判断する際に検討されるべき扶助の種別としては、後述のとおり、生活扶助及び住宅扶助（法11条1項1号及び3号参照）であるところ、保護基準のうち、生活扶助費の基準額の算定に関する具体的な定めを抜粋すると、おおむね別紙2・1のとおりである。

ウ また、保護基準別表第3・1は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額について、1級地では月額13,000円以内と定め、同・2は、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とすると定めている。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。平成30年9月4日付厚生労働省発社援0904第3号による改正前のもの。以下「次官通知」という。）第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と定めているところ、次官通知は、第

8・3・(1)・アにおいて、勤労（被用）収入について定めており、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること（同・(ア)）、勤労収入を得るための必要経費としては、勤労に伴う必要経費として「基礎控除額表」（次官通知第8・3・(4)別表）の額を認定するほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること（同第8・3・ア・(イ)）としている。

(7)ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。平成30年9月4日付社援0904第1号による改正前のもの。以下「局長通知」という。）第8・1・(1)・ア・(カ)は、「賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該賞与額を、支給月から引続く6か月以内の期間にわたって分割して認定するものとする。」としている。

イ 局長通知第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとし、同・イは、老齢年金等で、介護保険法135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとしている。

ウ 局長通知第9・1は、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等について助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交

付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。」としている。

エ 局長通知第10・2・(1)は、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。」としている。

(8)ア 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。平成30年9月4日付社援保0904第1号による改正前のもの。以下「課長通知」という。）第10・問5・答は、保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10に言う収入充当額を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきかについて、次官通知第8の3により、勤労（被用）収入等、収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2「勤労に伴う必要経費として定める額」において収入金額に応じて定める額（以下「別表控除額」という。なお、世帯員が2人以上就労している場合には、それぞれの額の総額である。）を認定するものであることとしている。

イ さらに、課長通知第10・問10の2・答の2・(1)は、手持金の認定について、給与の残額については、平均収入として既に評価済みであるから、開始月において給与の残額たる現金を保有していても再度資産として評価しないと、どれが給与の残額であるか判然としないときは、給与総額に、経過日数（支払日から申請日の前日までの日数をいう。以下同じ。）を30日で除して得た割合を1から減じて得たものを乗じて得た数値をもって給与残額推計額とするとしている。

(9) 生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにする「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。平成30年9月4日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「『生活保護問答集について』の一部改正について」による改正前のもの。以下「問答集」という。）第10・1・1は、保護の要否及び程度の決定について、「収入にしる最低生活費にしる月によって臨時的な要素等による変動が予想されるところである。（中略）保護の要否の判定すなわち保護を要する程度に生活が困窮しているか否かの判断は、こうした月々の変動をある程度の期間を通じて平均化して判断することが必要となる。」とする。

(10)ア 東京都内の各福祉事務所から東京都に寄せられた生活保護の取扱いに関する疑義照会事例のうち、他の福祉事務所の業務の参考に供するものとしてまとめられた「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月 東京都福祉保健局生活福祉部保護課編。以下「運用事例集」という。）問8-1・答は、国民健康保険料等の健康保険料について、減免等が利用できる場合、利用した上でその者に賦課される最低限の額を実費で計上することとしている。

イ また、運用事例集問8-4・答は、年金残額の推計額の場合は、支給額に、経過日数を、30日に2（年金が2か月分一括で支払われる場合）を乗じて得た数値により除して得た割合を1から減じて得たものを乗じて得た数値をもって年金残額推計額としている。

2 以上の法令等の定めを基に、本件処分について検討する。

(1) 請求人世帯の最低生活費について

ア 請求人世帯の最低生活費は、生活扶助費及び住宅扶助費から構成されるものと思料される。

なお、請求人は、本件申請の直近の月において医療費ないし

介護サービス費を負担したことを証する書面を提出していないなど、これらに係る出費を証明する資料が乏しいことから、医療扶助費及び介護扶助費を認定することはできない（なお、この点については、後述により補足する。）。

イ まず、請求人世帯の生活扶助費における基準生活費について、別紙 2・1 の算定基準に、保護基準が定める世帯構成別、年齢別、所在地域別などの区分（請求人世帯の場合、2人世帯、平成 30 年 4 月 1 日現在の請求人の年齢 60～69 歳及び同じく妻の年齢 41～59 歳、所在地域 1 級地一 1 の各区分に該当する。）に応じて、請求人世帯の場合に該当する数値を、別紙 2・2 のとおり具体的に当てはめて適用した上で算出すると、請求人世帯の基準生活費は、1 月当たり 119,520 円と認定することができる。

なお、請求人世帯の場合、生活扶助において基準生活費以外の加算項目を適用すべき要素は、特に認められない。

ウ 続いて、請求人世帯に対し実施すべき住宅扶助については、請求人らは都営住宅に居住しているところ、住宅使用料減額免除通知書によれば、その使用料は月額 6,200 円であることが認められ、これは、保護基準第 3・1 の 1 級地における基準額 13,000 円の範囲内であるから、厚生労働大臣が別に定める特別基準に依るまでもなく（1・(5)・ウ）、請求人世帯に係る住宅扶助費として 6,200 円を認定することができるものである。

エ さらに、請求人らが自立して最低生活を維持するための経費として、請求人らが国民健康保険の被保険者として、保険料月額 6,040 円を負担していることが認められるから（1・(10)・ア。負担額は、処分庁が〇〇区の国民健康保険所管課において確認。）、これも請求人世帯の生活費として計上すべきものと考えられる。

オ 以上のとおり、イ（119,520円）、ウ（6,200円）及びエ（6,040円）の各金額を合計すると、請求人世帯の最低生活費は、月額131,760円とすることが相当であると認められる。

これについては、本件処分においても、同一の判断となっており（別紙1）、この点においては、処分庁の判断は適正で、かつ違算もないものと認められる。

(2) 請求人世帯の収入充当額について

ア 妻の就労収入月額…………… 72,602円

(ア) まず、保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間を平均して得られる収入充当額に基づいて行うとされているところであるが（1・(7)・エ）、妻に対する給与支払日は月の下旬であり、本件申請書に添付された資料としては、平成30年8月に支給がなされた同年7月分給与支給明細書が最新のものであって、本件処分がなされた日の属する月（平成30年9月）の就労収入は明らかとされていないことから、平成30年6月から同年8月までの間に支給がなされた就労収入を平均して収入として算定すべきであると解される。

なお、当該期間に支給された給与及び賞与、通勤費及び源泉徴収所得税については、資料により、具体的な金額が明らかであるので、以下それらの資料による数値を前提に算定することとする。

(イ) 賞与について

賞与は支給月の収入としてその全額を認定することを原則とし、原則によりがたい場合は支給月から引続く6か月以内の期間にわたって分割して認定するものとするとしており（1・(7)・ア）、そうすると、妻が平成30年6月29日に支給を受けた臨時手当（22,885円）は、原則に従って

同年6月分の収入として認定すべきである。

(ウ) 平成30年6月分の就労収入

(ア)及び(イ)を前提とした上で、平成30年6月の就労収入を計算すると、同年5月分の給与(支給日同年6月22日)の支払総額(78,060円)及び上記賞与としての臨時手当(22,885円)の合計額(100,945円)から、同月分の必要経費(1・(8)・ア)である通勤費(300円)、所得税(467円)及び別表控除額(16,250円)を減じて得た83,928円を同年6月分の就労収入として認定することが相当である。

(エ) 平成30年7月分の就労収入

平成30年6月分の給与(支給日同年7月24日)の支払総額(89,980円)から、同月分の必要経費である通勤費(340円)、所得税(180円)及び別表控除額(15,470円)を減じて得た73,990円を同年7月分の就労収入として認定することが相当である。

(オ) 平成30年8月分の就労収入

平成30年7月分の給与(支給日同年8月24日)の支払総額(73,740円)から、同月分の必要経費である通勤費(300円)及び別表控除額(13,550円)を減じて(なお、給与支給明細書によると当月の所得税の控除はない。)得た59,890円を同年8月分の就労収入として認定することが相当である。

(カ) 上記(ウ)、(エ)及び(オ)の3か月の就労収入を平均すると(ただし、円未満の端数は切り捨てる。なお、円未満の端数計算の処理については、以下同様である。)、72,602円であり、この金額を妻の勤労収入として認定すべきである。

(キ) なお、処分庁は、妻が虚弱体質であるとの申し出を受け、

直近3か月のうちもっとも給与支給総額の低い平成30年7月分を基とし、同月分の給与支給総額（73,740円）から別表控除額（13,550円）のみを減じて得られた額（60,190円）を妻の就労収入として認定しているが（別紙1）、上記3か月間の就労収入がある以上、これらを平均することがより妥当であるものと解せられる。なお、処分庁の算定方法は、必要経費の除算（各月の対象費目の実額を控除）に関しても、上記の1・(8)・アの方法と異なっており、これを採用することは相当でない。

イ 請求人の年金収入月額……………45,107円

資料を見る限り、請求人は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金として、2か月分29,817円（特別徴収により介護保険料を控除された後の金額）、企業年金連合会老齢年金として、2か月分47,399円の支給を、それぞれ受けるべきものとされていることが認められる。これら各2か月分の受給金額を、それぞれ2で除して月額に換算した上で（1・(7)・イ）合算すると、38,607円となり、処分庁はこれを請求人の年金収入として認定している（別紙1）。

しかしながら、処分庁が上記年金収入を認定する際に参照した各資料（年金振込通知書）は、事前の資料であり、記載された支給額は確定したものではない。実際の支給額について確認することができる資料（請求人名義のゆうちょ銀行の総合口座通帳）の記載によれば、老齢基礎年金及び老齢厚生年金については、平成30年6月15日の支給日には、年金振込通知書に記載されたとおり、年金として29,817円（同年4月及び5月の2か月分）の振込がなされているものの、本件申請に近接した同年8月15日の支給日の年金振込額は、42,817円（同年6月及び7月の2か月分）となっていることが認められる。すなわち、このときの年金の支給においては、年金振込

通知書の予告とは異なり（なお、同通知書にも「8月以降の額は、予定額として6月の額を記載しています。」との注記がある。）、介護保険料の特別徴収がなされていないことが明らかである。そして、さらに同日、当該口座に別途〇〇区から、介護保険料の還付金9,400円が振込まれていることも、また認められるものである。

これは、請求人が介護保険料の減免申請を行った結果であり、平成30年度については、8月の支給分以降は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の支給において介護保険料の特別徴収はなされないこととなったものと認められる。したがって、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給による2か月分の収入の額は、42,817円として、上記算定をし直すべきである。

そうすると、その結果の合計の年金収入額は、月額45,107円となるものである。

ウ 請求人らの手持金…………… 221,576円

(ア) まず、本件申請時の請求人らの手持現金は、請求人2,621円、妻6,740円との申告により、合計で9,361円であると認められる。

(イ) また、請求人らの預貯金は、各資料から、請求人が64,090円（ゆうちょ銀行64,090円、みずほ銀行0円）、妻が216,179円（ゆうちょ銀行213,528円、三菱UFJ銀行2,651円）、合計で280,269円であることが認められる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の各金額を合わせて、請求人らの手持金の合計額は、名目上289,630円となる。

(エ) そして、手持金を収入として認定するためには、手持金額から、直近に支給済みの給与及び年金の残額を控除する必要があるところである。

a 妻の給与残額の推計額は、同年8月支払分の給与支払総

額（73,740円）に、給与支給日（同年8月24日）から本件申請の日の前日（同年9月10日）までの日数（18日）を30で除して得た割合を1から減じて得たものを乗じて得た額であるから（1・(8)・イ）、これにより算定すると、29,496円となる。

b 請求人の老齢基礎年金・老齢厚生年金の残額の推計額は、同年8月15日の支給額（42,817円）に、支給日から本件申請の日の前日（同年9月10日）までの日数（27日）を60で除して得た割合を1から減じて得たものを乗じて得た額であるから（1・(10)・イ）、これにより算定すると、23,549円となる（なお、本件処分においては、同年金の支給に当たって介護保険料の特別徴収による控除があることを前提として算定した額16,399円を同年金の残額の推計額として計上しているが、上記のとおりこれは相当でない。）。

c 請求人の企業年金連合会老齢年金の残額の推計額は、同年8月1日の支給額（47,399円）に、支給日から本件申請の日の前日（同年9月10日）までの日数（41日）を60で除して得た割合を1から減じて得たものを乗じて得た額であるから（1・(10)・イ）、15,009円となる。

d 請求人らの給与及び年金の推定残額は、上記のa（29,496円）、b（23,549円）及びc（15,009円）の合計額である68,054円と認定することが相当である。

(オ) そうすると、請求人らの(ウ)の名目上の手持金289,630円のうち、上記請求人らの給与及び年金の推定残額68,054円を控除した221,576円は、請求人世帯の実質的な手持金として認定することができるものである。

エ 以上のとおり、ア（72,602円）、イ（45,107円）及びウ（221,576円）の各金額を合計すると、請求人世帯の収入充当額は、339,285円と認定することが相当である。

(3) 請求人世帯に対する保護の要否について

ア 保護の要否は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定されるものであるところ（1・(6)）、請求人らの最低生活費は、上記(1)のとおり131,760円であると認定すべきであり、一方、請求人らの収入充当額は、上記(2)のとおり339,395円と認定すべきである。そうすると、請求人らにおいては、収入充当額が最低生活費を上回っており、保護を実施すべき要件を満たしていないものであることから、本件申請を認めることはできないこととなるものである。

これと結論を同じくする本件処分は、妻の就労収入及び請求人の年金収入の各認定において相当でない点があるが、これらの点を考慮して収入充当額の数値を修正しても（なお、修正前の本件処分における収入充当額は、別紙1のとおり327,523円である。）、請求人世帯において収入充当額が最低生活費を上回っていると認定した点については誤りはなく、その限りで本件申請に対する判断として正当であるから、違法・不当な処分ということとはできない。

イ なお、本件処分通知書においては、「医療費と介護サービス費の自己負担額が限度額であっても保護は否となります。」との記載がある。

このことに関していえば、前記2・(1)・アのとおり、本件申請の直近の月に請求人らにおいて医療費ないし介護サービス費を負担したことを証する資料はないため、請求人世帯の医療扶助費及び介護扶助費を認定することはできない。しかしなが

ら、請求人らの健康状態を考慮すると、請求人らが上記費用を負担することは可能性として十分考えられることから、そのことを織り込んだ上で請求人世帯の最低生活費を算出した場合に、保護の要否の判定が覆るかどうかを、念のために言及したのが上記記載であると解せられる。

具体的には、請求人世帯において想定される医療費の自己負担限度額は、35,400円、介護保険サービス費の自己負担限度額は、24,600円であるから、これらの費用を加算すると請求人世帯の最低生活費は、最大限で60,000円増大する可能性がある。しかしながら、その場合でも、最低生活費を収入充当額が上回ることから、保護を受給する要件を満たさないとの結論には変更がないものである。

- 3 請求人は、本件処分は取り消されるべきであると主張する。しかしながら、上記2に述べたとおり、上記1の法令等の定めるところによって、請求人世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比を行ったところ、保護の要件を満たしていないと判断されるものであって、妻の就労収入及び請求人の年金収入を正しく認定したとしても、本件処分による保護の要否の判定結果が覆ることはないものであるから、結論において本件処分に誤りがあるといえないことは明らかであって、請求人の主張を採用することはできない。

これに対し、請求人は、まず、請求人らの預貯金には、請求人の妹からの預り金30万円が含まれており、本件処分において請求人らの手持金の一部として収入認定するのは違法・不当である旨を主張する。しかしながら、本件処分以前に、請求人が請求人の妹から30万円を預かっていること、また、これを請求人世帯の生計維持に活用することができないものであることを、処分庁に告げたことを認めるに足る証拠はない。そのほか、請求人らの預貯金に含まれているという30万円が、実際にそのような預り金としての性質を有するものであることを裏付ける証拠もないものであるから、請求

人の主張を採用することはできない。

このほか、請求人は、本件処分が取り消されるべきであるとして、本件処分は法7条ないし9条並びに日本国憲法11条及び13条の各規定に違反していることなど、さまざまな主張をしている。しかしながら、上記に述べたように、本件処分が法の規定に違反していることは、これを認めることができないものである。また、一般に、法令の規定を正しく適用してなされたと認められる処分について、これを憲法の規定に違反しているとして、その効力を否定する判断を行うことは、もとより最高裁判所の専権に属する事項であって、司法機関ではない審査庁としては、そのような主張を採用できる限りではないものである。

請求人の主張は、いずれも、本件処分の取消理由として採り上げることはできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)